

令和8年度天童市農業労働賃金協定標準表

機 械 利 用 料 金 (消費税抜き)								
作業名	単位	金額(円)	摘要	作業名	単位	金額(円)	摘要	
耕耘代かき	10a	20,600	作業の難易な場所は、割増し加算	バインダー稲刈	10a	11,600	刈取りのみ(糸つき)	
耕耘	//	10,900	//	コンバイン刈	//	23,200	作業の難易な場所は割増し加算 稲わら結束は2,000円増し(結束糸含む)	
代かき	//	10,900	//	ハーベスター脱穀	//	11,600	運転手付 作業の難易な場所は割増し加算	
畑耕耘	//	14,100	// 原則は2回耕耘 10a未満は割増	生脱乾燥調製	//	46,400	10俵基準とし、1俵増加ごとに1割増し 作業難易度により割増し	
育苗	1箱	1,000	10a当り25箱使用を基準	乾燥調製	生粃	1俵	2,200	
機械田植	10a	35,400	育苗から田植作業。稚苗25箱使用		半乾	//	1,900	
	//	9,700	植え付けのみ 側条施肥の場合1,000円増し	調整作業	//	1,000	粃すり	
機械田植 (直播)	//	25,800	浸種・鉄コーティング・播種作業 種子、鉄粉代等込 肥料・除草剤散布作業は 1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	色彩選別	//	750		
	//	7,700	播種作業 肥料・除草剤散布作業は 1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	精米	//	750		
草刈	肩掛 背負	1時間	1,900	刈払機使用 肩掛、背負とも同額	S・S防除	100ℓ	1,000	耕地の分散・薬剤(薬剤除き)500リットル以下 の場合は、割増し加算
	乗用	10a	4,500	乗用草刈機(乗用モア)使用	畔ぬり	1m	70	片側機械ぬりを基準 たたきぬり方式の場合は、割増し加算

労 働 賃 金			
作業名	単位	金額	摘要
一般作業	1日	8,400	防除、山林作業は2割増し
果樹剪定	1日	13,400	1,675円/1時間
果樹作業	1日	8,400	摘花(果)袋かけ
さくらんぼ収穫	1日	9,000	1,125円/1時間 1,425円/早朝1時間 ※早朝は～AM8:00とする
果実箱詰作業	1日	8,800	
ジベ処理	1日	8,400	
さくらんぼ雨よけ ハウスビニール	1m	1,200	連棟は1,000円/1m 撤収は700円/1m 傷害保険は受託者持ち 雇上げは1時間1,500円

【参考】
山形県最低賃金 1,032円/時間
(令和7年12月23日から適用)

注意事項
 (1)労働時間(休憩時間を除く)は1日8時間を基準とします。
 (2)機械利用料金の内、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は作業前に当事者間で十分に話し合いのうえ、割増額を決めてください。
 (3)この協定標準表は目安として作成したものです。当事者間で十分に話し合って金額を決めてください。

令和8年4月1日から適用
天童市農業労働賃金協定協議会
天童市農業委員会
TEL654-1111 内線231・232・233